

国立大学法人筑波技術大学大学院入学者選抜等に関する規程

平成23年3月30日
規程第23号

最終改正 令和5年8月10日 規程第20号

国立大学法人筑波技術大学大学院入学者選抜等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第49条第2項及び第50条の規定に基づき、大学院の入学者選抜に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学者選抜の種類)

第2条 学則第50条に規定する大学院の入学者選抜の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般入試
- (2) 社会人入試
- (3) その他必要に応じて行う特別入試

2 入学者選抜は、入学者受入方針、募集人員、出願手続、検定料、試験方法、試験期日、試験場、その他必要な事項を記載した年度ごとに定める学生募集要項に基づいて、これを行うものとする。

(出願に必要な書類等及び提出の時期と方法)

第3条 学則第49条第2項に規定する入学の出願に必要な書類等及び提出の時期、方法等については、年度ごとに定める学生募集要項に定めるものとする。

(出願の要件)

第4条 産業技術学専攻に出願することができる者は、次の第1号から第11号のいずれかに該当し、かつ、第12号に該当する聴覚に障害がある者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者及び卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び修了見込みの者

- (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び修了見込みの者
 - (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (9) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を秀な成績で修得したと認めたもの
 - (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (11) 本大学院において行う個別の入学資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学年の3月31日までに22歳に達するもの
 - (12) 産業技術学専攻に出願するものについては、次のコース別の条件を満たす者
 - ① 産業情報学コース
 - ア 工学系・理学系の学士の学位を授与された者及び見込みの者
 - イ 外国の大学で工学系・理学系の学士の学位を授与された者及び見込みの者
 - ウ 上記以外の者で、本学が個別に行う入学資格審査において前述の大学卒業者と同等以上の学力があると本学が認めたもの
 - ② 総合デザイン学コース
 - ア デザイン系・美術系・建築系の学士の学位を授与された者及び見込みの者
 - イ 外国の大学でデザイン系・美術系・建築系の学士の学位を授与された者及び見込みの者
 - ウ 上記以外の者で、本学が個別に行う入学資格審査において前述の大学卒業者と同等以上の学力があると本学が認めたもの
- 2 保健科学専攻に出願することができる者は、次の第1号から第11号のいずれかに該当し、かつ、第12号に該当する視覚に障害がある者で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることとなると認められるものとする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者及び卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び修了見込みの者
- (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び修了見込みの者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 本大学院において行う個別の入学資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学年の3月31日までに22歳に達するもの
- (12) 保健科学専攻に出願するものについては、次のコース別の条件を満たす者
 - ① 鍼灸学コース
 - ア 学士の学位を授与された者及び見込みの者で、はり師きゅう師あん摩マッサージ指圧師の3種の免許を取得している者及び取得見込みの者
 - イ 外国の大学の鍼灸手技療法の履修課程を卒業した者及び卒業見込みの者
 - ウ 上記以外の者で、はり師きゅう師あん摩マッサージ指圧師の3種の免許を取得し、本学が個別に行う入学資格審査において前述の大学卒業者と同等以上の学力がある

と本学が認めたもの

② 理学療法学コース

ア 学士の学位を授与された者及び見込みの者で、理学療法士の免許を取得している者及び取得見込みの者

イ 外国の大学の理学療法学の履修課程を卒業した者及び卒業見込みの者

ウ 上記以外の者で、理学療法士の免許を取得し、本学が個別に行う入学資格審査において前述の大学卒業者と同等以上の学力があると本学が認めたもの

③ 情報システム学コース

ア 工学系・理学系の学士の学位を授与された者及び見込みの者

イ 外国の大学で工学系・理学系の学士の学位を授与された者及び見込みの者

ウ 上記以外の者で、本学が個別に行う入学資格審査において前述の大学卒業者と同等以上の学力があると本学が認めたもの

3 情報アクセシビリティ専攻に出願することができる者は、次の第1号から第11号のいずれかに該当し、かつ第12号の条件を満たすものとする。

(1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者及び卒業見込みの者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び修了見込みの者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び修了見込みの者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び修了見込みの者

(6) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び修了見込みの者

(7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(10) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育にお

ける15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であつて、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(11) 本大学院において行う個別の入学資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学年の3月31日までに22歳に達するもの

(12) 情報アクセシビリティ専攻手話教育コースに出願するものについては、次の条件を満たす者

①一般入試

ア 手話によるコミュニケーションが可能な者

②社会人入試

ア 手話によるコミュニケーションが可能な者

イ 手話関連の実務経験を有する者

(出願の受理)

第5条 第3条の出願書類等に不備がなく、国立大学法人筑波技術大学大学院入学資格審査規程（平成23年規程第22号）に基づき、第4条の出願の要件に該当すると認められたものについては、出願を受理する。

(検定料)

第6条 志願者は、前条の出願に当たっては、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程第66号）第2条別表1に定める額の検定料を納付しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか大学院の入学者選抜に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和5年8月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。